

令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等 生徒指導上の諸課題に関する調査」結果について

児童生徒課

はじめに

文部科学省では、児童生徒の問題行動や不登校等の生徒指導上の諸課題について、全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における取組のより一層の充実に資するとともに、今後の施策の参考とするため、毎年度本調査を実施している。

令和3年度における調査結果は、令和4年10月27日に公表した。

なお、本調査における調査項目・対象は、資料1のとおりである。

資料1 調査項目・対象

- 1) 暴力行為：国公立小・中・高等学校
- 2) いじめ：国公立小・中・高・特別支援学校、都道府県教育委員会、市町村教育委員会
- 3) 出席停止：市町村教育委員会
- 4) 小・中学校の長期欠席（不登校等）：国公立小・中学校、都道府県教育委員会、市町村教育委員会
- 5) 高等学校の長期欠席（不登校等）：国公立高等学校
- 6) 高等学校中途退学等：国公立高等学校
- 7) 自殺：国公立小・中・高等学校
- 8) 教育相談：都道府県・市町村教育委員会

調査結果の概要

(1) 暴力行為

本調査において「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」を

いい、暴力行為の対象によって、「対教師暴力」（教師に限らず、学校職員も含む。）、「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る。）、「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力を除く）、学校の施設・設備等の「器物損壊」の4つに分類している。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は調査対象外としている。なお、本調査においては、当該行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、警察への被害届の有無などにかかわらず、資料2に記載のあるような行為と同等か又はこれらを上回るようなものを暴力行為として扱っている。

資料2 暴力行為の例

○「対教師暴力」の例

- ・ 指導されたことに激昂して教師の足を蹴った。
- ・ 教師の胸倉をつかんだ。
- ・ 教師の腕をカッターナイフで切りつけた。
- ・ 養護教諭目掛けて椅子を投げ付けた。
- ・ 定期的に来校する教育相談員を殴った。
- ・ その他、教職員に暴行を加えた。

○「生徒間暴力」の例

- ・ 同じ学校の生徒同士がけんかとなり、双方が相手を殴った。
- ・ 高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で、中学校在籍の生徒の身体を壁に押し付けた。
- ・ 部活動中に、上級生が下級生に対し、指導と称して清掃道具でたたいた。
- ・ 遊びやふざけを装って、特定の生徒の首を絞めた。
- ・ 双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、けがには至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした。
- ・ その他、何らかの人間関係がある児童生徒に対して暴行を加えた。

○ 「対人暴力」の例

- ・ 学校行事に来賓として招かれた地域住民に足蹴りをした。
- ・ 偶然通り掛かった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり蹴ったりした。
- ・ 登下校中に、通行人にけがを負わせた。
- ・ その他、他者（対教師及び生徒間暴力の対象を除く。）に対して暴行を加えた。

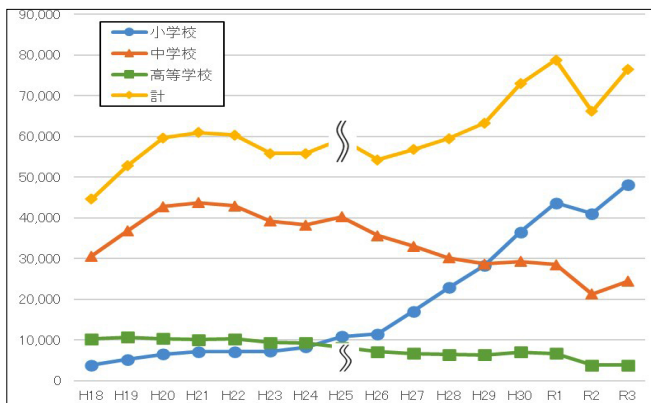
○ 「器物損壊」の例

- ・ 教室の窓ガラスを故意に割った。
- ・ トイレのドアを故意に壊した。
- ・ 補修を要する落書きをした。
- ・ 学校で飼育している動物を故意に傷つけた。
- ・ 学校備品（カーテン、掃除道具等）を故意に壊した。
- ・ 他人の私物を故意に壊した。
- ・ その他、学校の施設・設備等を故意に壊した。

令和3年度における国公私立の小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は76,441件であり、令和2年度調査の66,201件から10,240件（15.5%）増加している。児童生徒1,000人当たりの発生件数は6.0件（前年度5.1件）となっている。

学校種別で見ると、令和2年度は全校種で暴力行為の減少がみられたが、小学校・中学校においては増加となった。一方、近年減少傾向にある高等学校の暴力行為は、大幅に減少した令和2年度とほぼ同数となった（図1参照）。

図1 学校種ごとの暴力行為の推移



※平成25年度からは高等学校に通信制課程を含める。

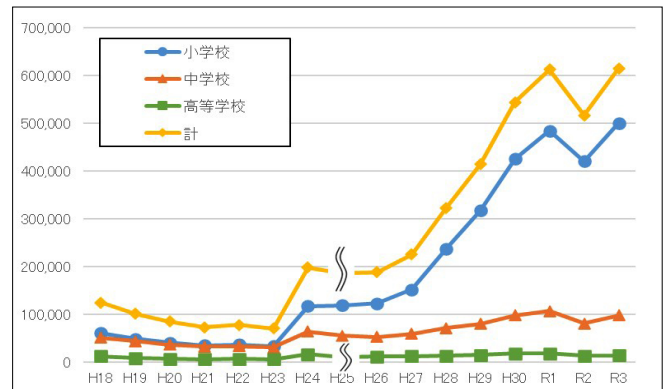
(2) いじめ

本調査において「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法第2条第1項）をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

また、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うこととしている。

令和3年度における小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は615,351件であり、令和2年度調査の517,163件から、98,188件（19.0%）増加している。児童生徒1,000人当たりの認知件数は47.7件（前年度39.7件）となっている。令和2年度は全校種で大幅な減少となったが、令和3年度では全校種で再び増加となった（図2参照）。

図2 いじめの認知件数の推移



※平成25年度からは高等学校に通信制課程を含める。

いじめを認知した学校は29,210校だった。学校総数に対する割合は79.9%であり、前回調査の78.9%から1.0ポイント増加した。

また、認知したいじめのうち年度末時点で解消しているものは493,154件であり、これは認知されたいじめ件数の80.1%にあたる。

いじめの認知件数について、認知件数の増加は、学校において初期段階のものも含めていじめを積極的に認知し、

その解消に向けて取り組んでいる結果と考えて、肯定的に捉えてきた。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響が続き、感染を予防しながらの生活となったが、部活動や学校行事などの様々な活動が徐々に再開されたことにより接触機会が増加するとともに、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったことなどで、いじめの認知件数が増加した。

年度末時点でのいじめの解消状況については、493,154件(80.1%)となっており、早期発見・早期対応ができた件数も多くなっている。

<ネットいじめについて>

今回調査においてパソコンや携帯電話等を使ったいじめの件数は21,900件で、前年度から3,030件増加し、過去最多を更新している。

SNS等を用いたいじめについては、外部から見えにくく、匿名性が高いなどの性質を有するため、学校が認知しきれていない可能性がある。

また、GIGAスクール構想が進展する中、1人1台端末等を使ったいじめが発生する可能性があることにも留意が必要であり、端末の活用におけるルールを明確にし、児童生徒との間で共通理解を図り、教師が児童生徒の書き込みを確認できる設定にするなど、安全かつ効果的に端末を活用できるようにすることが重要である。

いずれの態様のいじめについても、学校として組織的に対処する必要があることは言うまでもなく、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係などの構築等に努め、いじめを訴えやすい体制を整えることが重要であり、また情報モラル教育を推進していくことが必要である。

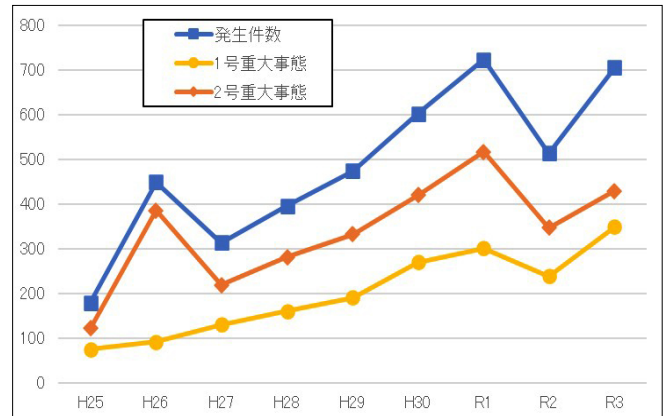
<いじめの重大事態について>

いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数は705件と、前回調査の514件から191件増加している。

いじめによって児童生徒の生命、心身又は財産への重大な被害が生じた疑いがある事案(法28条第1項第1号に該当)が349件(前回調査239件)、いじめによって児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある事案(同第2号に該当)が429件(前回

調査347件)に、それぞれ増加しており引き続き憂慮すべき状況である(図3参照)。

図3 いじめ重大事態の件数推移



重大事態については、いじめの積極的認知により、早期に対応することで、重大事態に至る前に未然防止することが重要であるが、いじめ防止対策推進法に基づき、取り上げるべきものは適切に取り上げなければならない。

「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日文科科学大臣決定(最終改定平成29年3月14日))において、「児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる」とあり、この点には特に留意が必要である。

(3) 長期欠席

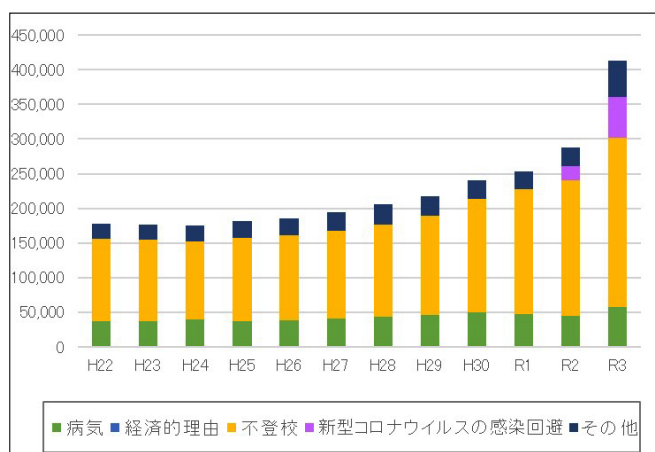
長期欠席の調査については、従来、年度間に児童・生徒指導要録における「欠席日数」が30日以上の子供生徒を長期欠席として調査してきたが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度調査からは児童・生徒指導要録の「欠席日数」と「出席停止・忌引き等の日数」の合計日数により、年度間に30日以上登校しなかった児童生徒を長期欠席として調査した。なお、従来どおり、「出欠の記録」の「備考」欄に校長が出席扱いとした日数が記載されている場合は、その日数についても登校しなかった日数に含めることとしている。

また、感染回避を目的として登校しない・保護者が登校させないといった事象は、現在の状況に特有のものであり、

従来の不登校やその他の理由とは分けて把握すべきものであることから、欠席理由の区分として、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」の4区分に加えて、「新型コロナウイルスの感染回避」欄を令和2年度から設けている。

この調査により、「新型コロナウイルスの感染回避」により30日以上登校しなかった児童生徒数は、小学校42,963人、中学校16,353人、高等学校12,388人、合計71,704人であり、在籍児童生徒数に占める割合は約0.6%という結果が明らかとなった（図4参照）。

図4 小・中学校における長期欠席者数の推移



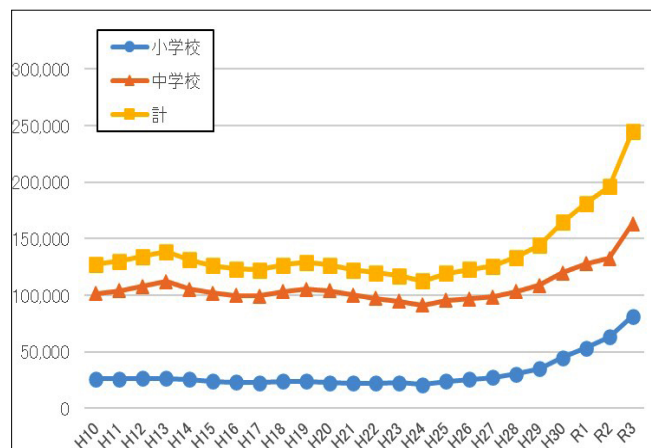
(4) 小・中学校における不登校

本調査において「不登校児童生徒」とは、年度間に30日以上登校しなかった長期欠席児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、病気や経済的理由、新型コロナウイルスの感染回避によるものを除く）をいう。

令和3年度間の国公私立の小・中学校における不登校児童生徒数は244,940人であり、令和2年度調査における196,127人から48,813人（24.9%）増加している。在籍児童生徒に占める不登校児童生徒の割合は2.6%（前年度2.0%）となった（図5参照）。

小・中学校いずれも増加しており、在籍児童生徒数が減少しているにもかかわらず不登校児童生徒数は9年連続で増加し過去最多となっている。また、約55%の不登校児童生徒が90日以上長期に及び欠席している。

図5 小・中学校における不登校児童生徒数の推移



不登校児童生徒が増加している背景には、休養の必要性を明示した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨の浸透の側面も考えられるが、生活環境の変化により生活リズムが乱れやすい状況や、学校生活において様々な制限がある中で交友関係を築くことなど、登校する意欲が湧きにくい状況にあったこと等も背景として考えられる。

不登校児童生徒の支援に当たっては、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」及び同法に基づく基本指針（「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」（平成29年3月31日文科科学省））等に基づき、チーム学校による魅力ある学校づくりを推進するとともに、不登校傾向のある児童生徒に関する支援ニーズを早期発見するため、スクリーニングや適切な支援につなげていくための方策を組織的・計画的に実施する必要がある。また、不登校児童生徒の多様な教育機会確保のため、教育支援センター及び不登校特例校の整備、民間団体等との連携による支援を実施するほか、ICTの活用も含めたスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関との連携による教育相談支援体制を充実するなど、個々の不登校児童生徒の状況を適切に把握し、多様な支援の実施を推進することが重要である。

(5) 高等学校における中途退学

本調査において「中途退学」とは、年度の途中に校長の許可を受け、又は懲戒処分を受けて退学した者等をいい、

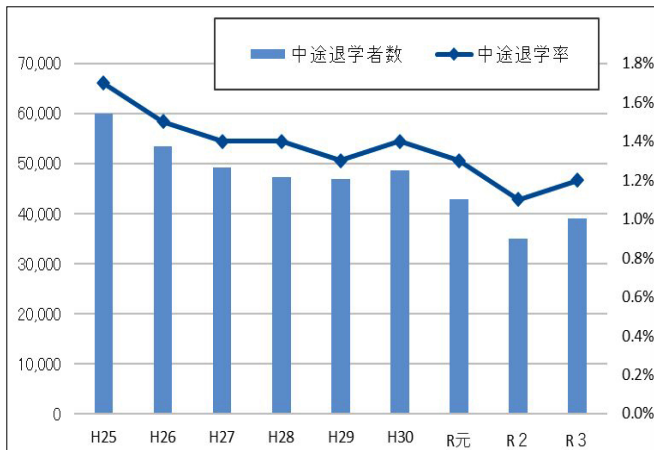
転学者及びいわゆる「飛び入学」により大学に進学した者は含まない。

令和3年度間の国公立の高等学校における中途退学者数は38,928人であり、令和2年度調査の34,965人から3,963人(11.3%)増加した。中途退学率(在籍者数に対する中途退学者数の割合)は1.2%(前年度1.1%)となっている。

中途退学は近年減少傾向にあるが、令和3年度は増加となった(図6参照)。

中途退学の理由としては、多い順に、「進路変更」が17,219人(中途退学者のうち44.2%)、「学校生活・学業不適応」が11,855人(同30.5%)、「学業不振」が2,560人(同6.6%)等となっている。

図6 高等学校における中途退学者数の推移



(6) 自殺

本調査においては、令和3年度間に死亡した小・中・高等学校における児童生徒のうち、警察等との関係機関とも連携し、学校が把握できた情報を基に自殺であると判断したものや、警察により自殺と判断されたものについて件数を把握している。

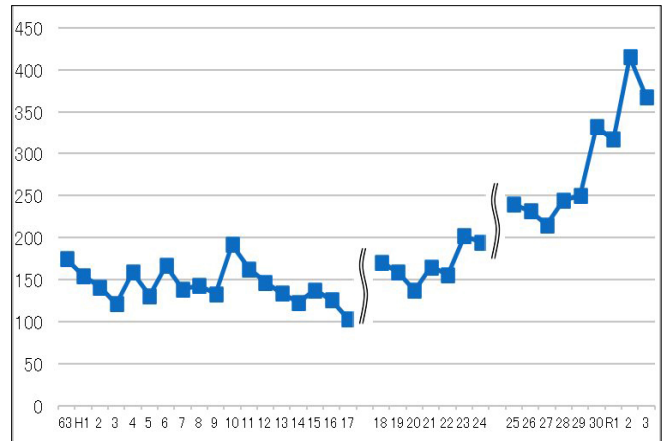
国公立の小・中・高等学校から報告のあった、令和3年度において自殺した児童生徒数は368人であった。令和2年度調査の415人から47人減少しているものの小中学校は増加傾向にあり、児童生徒の自殺が後を絶たないことは極めて憂慮すべき状況である(図7参照)。

内訳は小学校8人(前回調査7人)、中学校109人(前

回調査103人)、高等学校251人(前回調査305人)となっている。

自殺した児童生徒が置かれていた状況として「いじめの問題」があったとされる児童生徒は6人(前回調査12人)であった。

図7 自殺した児童生徒数の推移



※平成18年度からは国・私立学校、平成25年度からは高等学校通信制過程も調査対象としている。

児童生徒の自殺に関する調査研究協力者会議において、

- ・「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」(平成21年3月)
- ・「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」(平成22年3月)
- ・「子供に伝えたい自殺予防」(平成26年7月)
- ・「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂)」(平成26年7月)

を作成、公表しており、活用が求められる。

さらに、以下の通知および事務連絡により、SOSの出し方に関する教育を少なくとも年1回実施するなど積極的に推進することを依頼するとともに、SOSの出し方に関する教育の教材例を示している。

- ・「児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について」(平成30年1月23日付け通知)
- ・「児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の教材例について」(平成30年8月31日付け事務連絡)

また、「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」で行われた審議のまとめでは、今後必要な施策として、SOSの出し方に関する教育を含めた自殺予防教育の充実、悩みや不安を抱える児童生徒の早期発見・対応に資するICTの活用、関係機関等の連携体制の構築を挙げている。加えて、自殺対策の政府の基準方針である「自殺総合対策大綱」が令和4年10月に決定され、重点施策として「子ども・若者の自殺対策のさらなる推進・強化」を位置づけている。これらの内容を踏まえて、児童生徒の自殺予防に関する取組を行うことが必要である。

おわりに

以上のような調査結果を踏まえて、文部科学省としては、

- 課題の早期発見や支援のための教育相談体制の充実、具体的にはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置充実、24時間子供SOSダイヤル、SNS等を活用した相談事業
- 不登校児童生徒の支援の充実、具体的には不登校児童生徒に対する支援推進事業、校内支援体制の充実促進、不登校特例校の設置促進
- いじめ問題や自殺予防の取組に関する普及啓発・理解促進

等を引き続き実施していくこととしている。

また、

- 1人1台端末等を活用した相談支援の充実
- 現状分析と施策改善に向けた取組

等も促進し、児童生徒の問題行動・不登校等に対する各地域における取組が一層充実するよう、支援していくこととしている。

いじめ、不登校、暴力行為その他の生徒指導上の諸課題への対応に当たっては、校長を中心に学校が組織的に行うことが重要であり、事案に応じて設置者（教育委員会等）への報告及びその指示に基づく対応が求められる。

その際、児童生徒の問題行動や不登校等の背景には、家庭環境など様々な要因の影響も考えられることから、事案に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャル

ワーカー等を活用するとともに、警察、児童相談所、法務局又は地方法務局、人権擁護委員、福祉・医療等の関係機関との連携を積極的に図ることも必要である。

今回の調査結果からは、コロナ禍における生活様式の変化や社会の不安が、子どもたちの意識や行動等にも大きな影響を与えていることがうかがえるが、子どもたちの不安や悩みが従来とは異なる形で現れたり、一人で抱え込んだりする可能性があること等も考えられ、引き続き周囲の大人が子どもたちのSOSを受け止め、組織的対応を行っていくことが重要である。